



三重県公報

平成15年11月7日(金)

第1521号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 平成15年度クリーニング師試験の実施……………(業務食品チーム) 1
- 保安林の指定を解除する予定である旨……………(森林保全チーム) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防チーム) 2
- 証紙の販売所を廃止する旨の届出……………(出納局) 2

海調委告示

- 漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催……………(海区漁業調整委員会) 3

公告

- 一般競争入札を行う旨……………(男女共同参画チーム) 3
- 同件……………(同) 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(NPOチーム) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農地調整チーム) 7
- 土地改良事業の工事を完了した旨の届出……………(同) 9
- 都市計画の公聴会の開催……………(都市基盤チーム) 9
- 一般競争入札を行う旨……………(企業庁) 10

告示

三重県告示第639号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成15年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成15年11月7日

三重県知事 野呂昭彦

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成16年1月23日(金)	学科試験 午前9時30分から 午前11時30分まで	津市栄町一丁目954番地 三重県民サービスセンター 6階61会議室
	実地試験 午後1時から 午後4時まで	津市新東町826 三重県クリーニング業生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成15年12月9日(火)から同月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)

(2) 受付場所

県内居住者にあつては居住地又は業務地を所管する県民局保健福祉部、県外居住者にあつては県内の最寄りの県民局保健福祉部又は三重県健康福祉部薬務食品チーム

(3) 提出書類

ア 受験申込書(クリーニング師試験受験申込書)

イ 履歴書

ウ 学校教育法第47条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類(写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。)

エ 写真(縦7cm横6cmで、受験申込前6月以内に正面・上半身・脱帽で撮影したもの)

オ 氏名を変更した者については、戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000円

(三重県収入証紙によることとします。)

5 受験についての問い合わせ先

各県民局保健福祉部又は三重県健康福祉部薬務食品チーム

三重県告示第640号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、第30条の2第1項の規定により告示します。

平成15年11月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

南牟婁郡紀宝町井田字五味571の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

河川の改良用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を三重県環境部森林保全チーム及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三重県告示第641号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、北勢県民局四日市建設部及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成15年11月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

川島3地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市川島町字東谷

3 区域の土地の表示

四日市市川島町字東谷1668番1の一部、1668番2の一部、1676番3の一部、1676番4の一部、1676番6、1683番1の一部、1753番1の一部、1753番2の一部、1753番3の一部及び1754番の一部の土地

三重県告示第642号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した次の証紙の販売人から、次の証紙の販売所を廃止する旨の届出がありました。

平成15年11月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	廃止する証紙の販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
株式会社 百五銀行	百五銀行 名張支店 つつしが丘出張所	名張市つつしが丘北5番町67	平成15年11月21日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成15年11月7日

三重海区漁業調整委員会会長 大 川 孝 次

- 期 日 平成15年11月18日（火） 午前10時から同11時30分まで
- 場 所 三重県志摩郡阿児町鶴方3098 - 9 三重県志摩庁舎 4階大会議室
- 目的及び内容 次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、利害関係を有する者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
区画漁業 （真珠養殖業）	二見町、鳥羽市、磯部町、阿児町、大王町、志摩町、浜島町、南勢町、南島町、紀伊長島町、海山町及び尾鷲市の地先海面
区画漁業 （真珠母貝養殖業）	阿児町、大王町、志摩町、浜島町、南勢町、南島町、紀伊長島町、尾鷲市及び熊野市の地先海面

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年11月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

- 委託業務名
男女共同参画に関する地域特性基礎調査
- 委託業務の概要
ア 県民400人程度を対象とした面接聴き取り調査
イ 調査票原案の作成並びに質問票の印刷及び集計の作業
ウ 県の指示する内容に従ってのデータ分析及び報告書等の作成

- 契約期間
契約の日から平成16年3月26日（金）までとします。

- 納入場所
三重県津市広明町13番地
三重県生活部男女共同参画チーム

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてとします。ただし、(2)については、入札日の前日までに登録されていなければならないものとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に調査研究、意識調査、市場社会調査及びその他これらに類する営業品目で登録されている者であること。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要綱により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 世論調査及び統計的検定手法に精通し、県からの協議及び要請に対して理論的見地に立った対応及び検証が可能である者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書（仕様書）とともに配付する一般競争入札参加申請書に、次の(1)から(4)までに示す証明書等を添付のうえ、平成15年11月19日（水）正午までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて関係資料の提出を求めることがあります。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類（単純なアンケート調査の実施ではなく、アンケートの結果を踏まえ、統計的な手法で分析を行ったものをいいます。）及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活部 男女共同参画チーム
電話番号 059-224-2225
FAX 059-224-3069

(2) 入札説明書（仕様書）の配付方法

(1)の場所で、平成15年11月13日（木）から同月19日（水）の正午（三重県の休日进行を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）まで配付します。

なお、入札説明会においても配付します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成15年11月13日（木）午前10時から
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁厚生棟1F 入札室

(4) 競争入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果通知 平成15年11月20日（木）に通知します。

(5) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成15年11月21日（金）午前10時から
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁厚生棟1F 入札室

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

入札の執行回数は2回を限度とし、2回の入札において落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、2回目で最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うことができるものとします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年11月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務

(2) 委託業務の概要

ア 県民5,000人を対象とした意識調査及び生活基礎調査

イ 選挙人名簿に基づいた調査対象者の抽出並びに質問票の印刷、発送、回収及び集計の作業

ウ 県の指示する内容に従ってのデータ分析及び報告書等の作成

(3) 契約期間

契約の日から平成16年3月26日（金）までとします。

(4) 納入場所

三重県津市広明町13番地

三重県生活部男女共同参画チーム

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

ただし、(2)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に調査研究、意識調査、市場社会調査及びその他これらに類する営業品目で登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要綱により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 世論調査及び統計的検定手法に精通し、県からの協議及び要請に対して理論的見地に立った対応及び検証

が可能である者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、仕様書とともに配付する一般競争入札参加申請書に、次の(1)から(4)までに示す証明書等を添付のうえ、平成15年11月19日(水)正午までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて関係資料の提出を求めることがあります。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類(単純なアンケート調査の実施ではなく、アンケートの結果を踏まえ、統計的な手法で分析を行ったものをいいます。)及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活部男女共同参画チーム
電話番号 059-224-2225
FAX 059-224-3069

(2) 入札説明書(仕様書)の配付方法

(1)の場所で、平成15年11月13日(木)から同月19日(水)の正午(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)まで配付します。

なお、入札説明会においても配付します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成15年11月13日(木)午前11時から
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁厚生棟1階 入札室

(4) 競争入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格確認結果通知 平成15年11月20日(木)に通知します。

(5) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成15年11月21日(金)午前10時30分から
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁厚生棟1階 入札室

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに

該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者としません。

入札の執行回数は 2 回を限度とし、2 回の入札において落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、2 回目で最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うことができるものとします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第 72 条各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 2 項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPOチーム及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成15年12月24日まで縦覧に供します。

平成15年11月 7 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請年月日

平成15年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人だんらん

(2) 代表者の氏名

石田 稔

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市東新町 4 番17号

3 定款に記載された目的

この法人は、介護や病院退院後等、栄養バランスを考えた食事を必要としている方に対して、栄養相談や食事療法を含む栄養管理についての情報提供を行なうとともに、年齢にかかわらず、現在患っている疾患の悪化防止や合併症の予防、また健康増進や育児の成長をサポートするための食事に至るまで、栄養や食事に関することで困っている方々すべてを対象にして、健康状態や生活習慣、社会的背景を考慮して個々のニーズに合った食事を配食サービスとして提供することで、保健、医療又は福祉の増進活動に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成15年11月 7 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目11番 8 号）

退任理事

伊勢市下野町685番地	小 西 善 七
" 田尻町乙202番地	林 金之助
" 西豊浜町1446番地	藤 原 一 章
" 東豊浜町4548番地	中 村 豊 治
" 東大淀町289番地	北 村 曉
" 有滝町2250番地	川 邊 秋 彦
" 上地町1822番地	中 川 堯
" 中須町1657番地	大 石 俊 一
度会郡玉城町積良805番地	東 谷 幸 久
" " 下田辺455番地	中 瀬 信 一
" " 玉川594番地 1	見 並 正 之
" " 岡出120番地	松 田 行 雄
" 二見町大字莊1736番地	北 岡 孝 敏
" 小俣町元町1086番地	野 崎 和 郎
" " 相合1115番地	中 川 英 一
" 御園村大字高向2484番地 2	中 北 隆 敏
多気郡多気町大字兄国550番地	村 井 義 美
" " 大字矢田343番地	政 谷 勇
" " 大字笠木583番地	小 林 英 一
" 明和町大字上村783番地	西 場 信 行
" " 大字有爾中352番地	樋 口 久 男
" " 大字明星537番地	乾 良 市
" 大台町大字新田438番地	山 門 克 市
伊勢市岡本 2 丁目14番13号	水 谷 光 男
度会郡小俣町元町1706番地	奥 野 英 介
多気郡明和町大字斎宮2748番地 4	木戸口 眞 澄
度会郡二見町大字江735番地	井 戸 龍 平
退任監事	
伊勢市大湊町236番地	金 森 弘
" 村松町131番地	中 川 春 男
度会郡玉城町上田辺508番地	中 西 伊佐男
" 御園村大字高向2655番地	森 勇一郎
多気郡多気町大字五佐奈1019番地	大久保 一 成
" 明和町大字斎宮940番地	東 山 薫
就任理事	
伊勢市下野町685番地	小 西 善 七
" 神久 4 丁目 8 番18号	小 西 靖 郎
" 西豊浜町5389番地	楠 木 保 行
" 東豊浜町4548番地	中 村 豊 治
" 東大淀町222番地	上 井 直 男
" 村松町131番地	中 川 春 男
" 上地町1822番地	中 川 堯
" 中須町1657番地	大 石 俊 一
度会郡玉城町蚊野1803番地	浦 田 健 一
" " 下田辺455番地	中 瀬 信 一
" " 久保219番地	山 口 静 雄
" " 小社曾根745番地	山 口 哲 宏
" 二見町大字莊1736番地	北 岡 孝 敏
" 小俣町元町1086番地	野 崎 和 郎
" " 相合1115番地	中 川 英 一

度会郡御園村大字高向2484番地 2	中 北 隆 敏
多気郡多気町大字兄国550番地	村 井 義 美
" " 大字矢田343番地	政 谷 勇
" " 大字五佐奈701番地	木 屋 好 雄
" 明和町大字竹川264番地 1	田 所 利 郎
" " 大字有爾中1058番地	北 出 晃 一
" " 大字斎宮940番地	東 山 薫
" 大台町大字新田438番地	山 門 克 市
伊勢市岡本 2 丁目14番13号	水 谷 光 男
度会郡小俣町元町1706番地	奥 野 英 介
多気郡多気町大字四疋田160番地	長谷川 順 一
" 明和町大字斎宮2748番地 4	木戸口 眞 澄
" 大台町大字柝原1242番地20	古 家 孟
度会郡二見町大字江222番地 7	辻 三 千 宣
就任監事	
伊勢市大湊町236番地	金 森 弘
" 磯町941番地	奥 山 伊 助
度会郡玉城町上田辺1051番地	喜 早 功
" 御園村大字高向2566番地	上 川 進
多気郡多気町大字野中1483番地 1	大 西 敏 夫
" 明和町大字新茶屋97番地 7	下 村 龍 巳

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出がありました。

平成15年11月7日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業主体名	事業名	地区名	工事完了年月日
河 芸 町	団体営基盤整備促進事業（一般型）	上 野 地 区	平成15年3月31日
美 杉 村	団体営中山間地域総合整備事業	美 杉 地 区	平成15年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、津・久居圏域（津及び安濃都市計画）の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画の公聴会を次のとおり開催します。

平成15年11月7日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 開催日時、場所等

都市計画の種類	都市計画区域	当該都市計画区域内市町村	開催日時	開催場所	案の縦覧場所	案の縦覧期間	意見申出書の提出期間
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	津	津市、久居市、河芸町、香良洲町	平成15年12月7日（日） 午後1時から 開場 午後0時30分から	三重県庁講堂 （津市広明町13番地）	三重県県土整備部都市基盤チーム、津市都市計画部都市計画課、久居市建設産業部まちづくり推進課、河芸町建設環境部産業建設課、香良洲町企画調整課、安濃町企画商工課	平成15年11月7日（金）から11月25日（火）まで	平成15年11月7日（金）から11月25日（火）まで 当日消印有効
	安濃	安濃町					

2 その他公聴会の開催に関し必要な事項

(1) 公述人の資格

都市計画案に係る地域の住民その他の利害関係者に限ります。

(2) 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする者は、三重県都市計画公聴会規則（昭和54年三重県規則第36号）第4条に規定する都市計画案意見申出書を三重県県土整備部都市基盤チームに提出して下さい。

申出書は、縦覧場所に備え置きます。また、県のホームページにも掲載します。

(3) 公述人の指定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、意見申出書を提出した者のうちから、意見の類似性等を考慮して三重県知事が指定し、本人に通知します。

(4) その他

ア 意見申出書の提出期間に申出書の提出がない場合には、公聴会は開催しません。

この場合、開催日の1週間前までに、都市計画案の縦覧場所及び県のホームページに、その旨を掲示します。

イ 公述人が多数の場合又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの発言時間を制限することがあります。

ウ 傍聴は制限しません。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行います。

(5) 意見申出書の提出先及び公聴会についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部都市基盤チーム

電話 059-224-2718

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁会計規程（昭和51年三重県企業庁管理規程第1号）第196条の規定により公告します。

平成15年11月7日

三重県企業庁長 濱 田 智 生

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成15年度北上水第1 - 分8号

水沢浄水場計装及び計算機設備点検業務委託

(2) 工事場所

三重県四日市市水沢町字西野252 - 62

(3) 工事概要

水沢浄水場の取水、浄水、ろ過、送水、給水設備等の計装設備並びにこれらの計装設備を運転監視制御する中央監視制御システム及び付属機器を関連づけて点検し、当庁が承認する書式により報告書を作成する業務です。

(4) 工期

契約の日から平成16年3月10日まで

(5) 予定価格 12,723,900円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であることとします。ただし、(1)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。

(1) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に電気通信工事で登録されている者であること。

(2) 平成5年度以降（過去10年間）に元請業者として、公共工事における施設能力30,000 m^3 /日以上の上水道の浄水場の取水、浄水、ろ過、送水、給水設備等の計装設備並びにこれらの計装設備を運転監視制御する中央監視制御システム及び付属機器を関連づけて点検し、報告書を作成した実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 本件工事に、(2)に定める点検の経験を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。

(5) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。

- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布の期間

平成15年11月7日（金）から同年12月24日（水）までの午前9時から午後4時までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

イ 閲覧及び配布の場所

三重県四日市市安島2丁目7の15

三重県企業庁北勢水道事務所 浄水・経営チーム 経営グループ

電話 0593-51-1561

ウ 方法

入札説明書は、無料です。

設計図書等は、実費が必要です。

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び次の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

(ア) 2の(2)に定める点検の施工実績が分かるもの

(イ) 2の(4)に定める配置予定の技術者の氏名、資格及び工事経験が分かるもの

イ 申請書及び添付資料の提出期間等

(ア) 提出期間

平成15年11月7日（金）から同月21日（金）までの午前9時から午後4時までとします（土曜日及び日曜日を除きます。）。

(イ) 提出場所

三重県四日市市安島2丁目7の15

三重県企業庁北勢水道事務所 浄水・経営チーム 経営グループ

電話 0593-51-1561

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は、その内容について回答できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年12月25日（木）午後2時

なお、郵送（書留郵便に限ります。以下同じです。）による入札については、平成15年12月24日（水）午後5時必着とします。

イ 入札場所

三重県四日市市安島2丁目7の15

三重県企業庁北勢水道事務所会議室

なお、郵送による入札については、次の場所に郵送してください。

〒510-0075 三重県四日市市安島2丁目7の15

三重県企業庁北勢水道事務所 浄水・経営チーム 経営グループ

電話0593-51-1561

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可とします。)を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成15年12月25日(木)午後2時(入札書が提出された後、直ちに行います。)

イ 開札場所

(3)のイに同じです。

4 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付するものとします。ただし、三重県企業庁会計規程(以下「会計規程」といいます。)第207条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

納付するものとします。ただし、会計規程第211条第2項に規定する有価証券又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規程第209条各号に該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

会計規程第202条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定はありません。

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争入札に参加するためには、入札前日までに当該名簿に登録され、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 詳細は、入札説明書によります。

(9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(10) 次のア又はイによる納税確認書等(発行日から起算して6月以内のものに限ります。)の提示がないと、当該競争入札には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行(無料)したものです。)

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書その3 未納税額のないこと用」(所管税務署が発行(有料)したものです。)

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行(無料)したものです。県内に営業所等を有する場合のみとします。)

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書その3 未納税額のないこと用」(所管税務署が本社分について発行(有料)したものです。)

(11) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

三重県四日市市安島2丁目7の15

三重県企業庁北勢水道事務所 浄水・経営チーム 経営グループ

電話 0593-51-1561

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1箇月 3,000円

1箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

http://www.pref.mie.jp/

平成15年11月7日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862